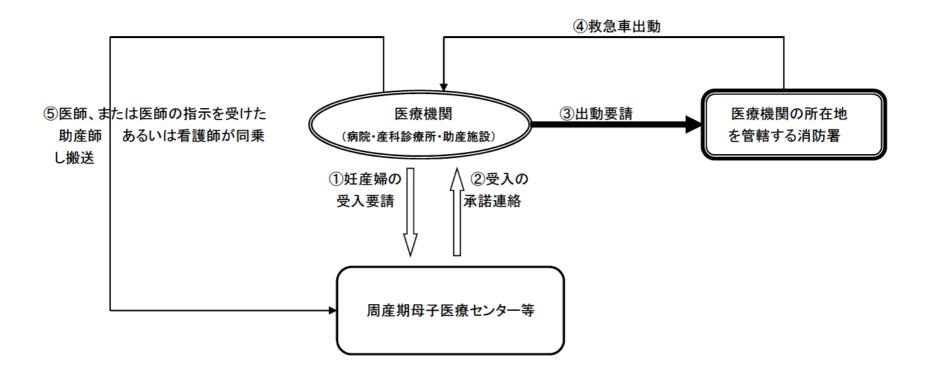
三重県周産期医療救急搬送システム体制(案)

1 妊産婦の搬送体制

1) 搬送の基本



2)搬送ルール

- ・各々の地域の医療機関は、その地域の周産期母子医療センター等(要請先)へ受け入れを要請する。 ただし、妊娠28週未満の場合は、三重中央医療センターか市立四日市病院を最優先する。
- ・受入れ不可能であれば、要請を受けたセンター等は、他の周産期母子医療センターへ問い合わせをし、 責任を持って搬送先を決定して、医療機関へ連絡する。
- ・受入れ調整が困難な場合は、要請を受けたセンター等は、三重大学医学部附属病院(調整先)へ問い合わせを行い、三重大学医学部附属病院が最終受入先を決定し、要請を受けた周産期母子医療センター等を通じて要請元の医療機関へ連絡する。

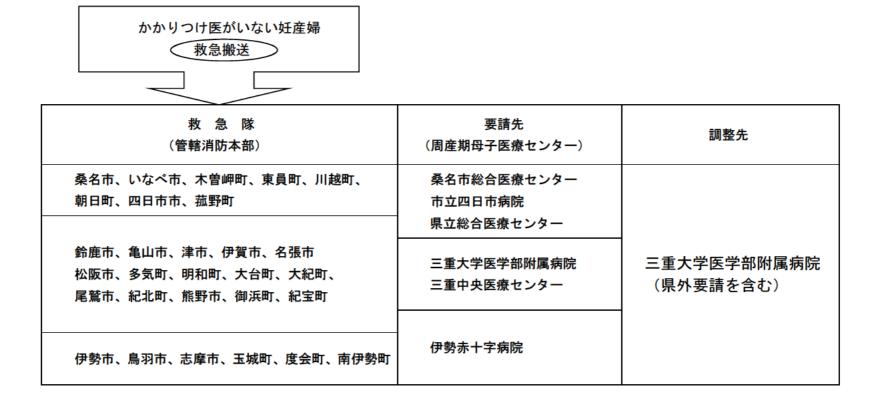
要請元	要請先 各地域の周産期母子 医療センター等	調整先
医療機関 (病院、産科診療所、 助産施設)	桑名市総合医療センター 市立四日市病院 県立総合医療センター 三重大学医学部附属病院 三重中央医療センター 済生会松阪総合病院 伊勢赤十字病院	三重大学医学部附属病院 (県外要請を含む)

3) 三重県母体救急搬送情報用紙

- ・母体搬送の際は、必ず、搬送元病院が3枚複写仕様の「三重県母体救急搬送情報用紙(兼診療情報提供書)」 を記載し、搬送先病院に渡す。
- ・搬送先病院は、収容医療機関名、収容年月日時間、受け取り医師名を記載後、搬送元病院に複写1枚目の「紹介元控え」を渡し、残り2枚を保管する。当該妊婦が退院もしくは転院した際は、最終診断、転帰日、転帰を記載後「収容先控え」を医療記録として保管し、「ネットワーク送付用」を三重県周産期ネットワーク事務局に郵送またはFAXする。

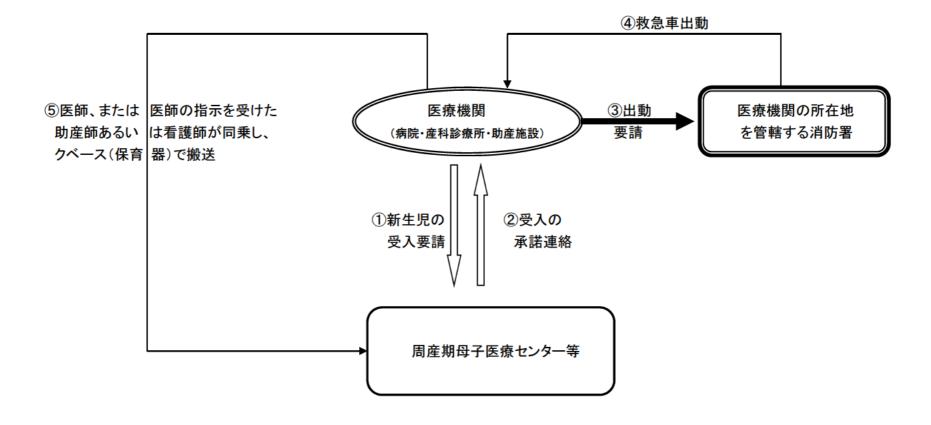
4) かかりつけ医がいない妊産婦の搬送体制

- ・救急隊は、直近の周産期母子医療センター(要請先)へ受け入れを要請する。
- ・受入れが不可能であれば、要請を受けた周産期母子医療センターが、他の周産期母子医療センター等へ 問い合わせをし、搬送先を決定して、要請を行った救急隊へ連絡する。
- ・受入れ調整が困難な場合は、要請を受けたセンター等は、三重大学医学部附属病院(調整先)へ問い合わせを行い、三重大学医学部附属病院が最終受入先を決定し、要請を受けた周産期母子医療センターを通じて要請元の救急隊へ連絡する。



2 新生児の搬送体制

1)搬送の基本



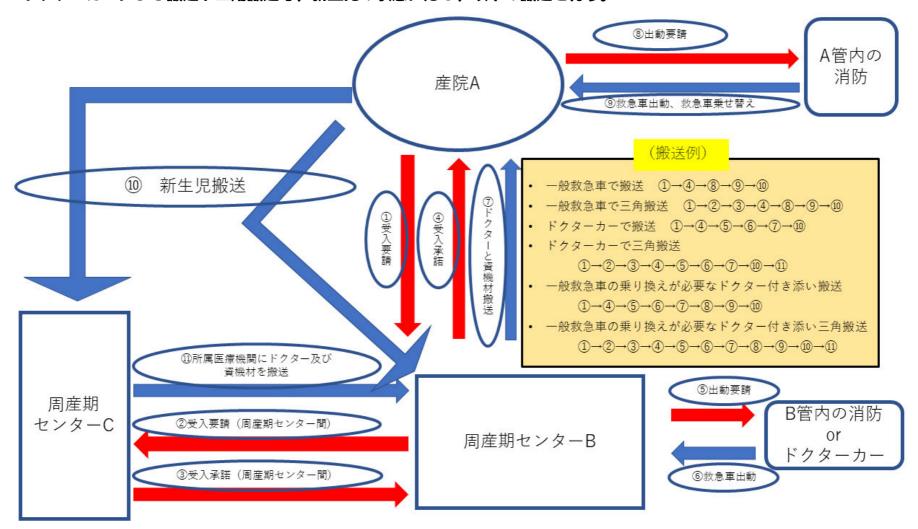
2) 搬送ルール

- ・各地域に属する医療機関は、その地域の周産期母子医療センター(要請先)へ連絡する。
- ・受入れ不可能であれば、要請を受けた周産期母子医療センターが、他の周産期母子医療センターへ問い合わせをする。 責任を持って最終搬送先を決定して、医療機関へ連絡する。
- ・妊娠週数28週未満の新生児は、三重中央医療センターまたは市立四日市病院へ連絡する。
- ・小児外科疾患や先天性心疾患の外科治療が必要な場合は、三重大学医学部附属病院へ連絡する。
- ・搬送手段は、一般救急車または新生児ドクターカーとする。
- ・総合周産期母子医療センター(市立四日市病院、三重中央医療センター)は、新生児のコーディネート並びに ドクターカーの運用・出動決定を行う。
- ・地域周産期母子医療センター等は迅速かつ安全に新生児搬送を行うために総合周産期母子医療センターと連携を 密に取る。

要請元	要請先 各地域の周産期母子 医療センター等	調整先
医療機関 (病院、産科診療所、 助産施設) 県外医療機関機関含む	桑名市総合医療センター 市立四日市病院 県立総合医療センター 三重中央医療センター 三重大学医学部附属病院 (外科治療が必要な場合) 伊勢赤十字病院	総合周産期母子医療センターは、外科的治療の必要性や各センターの稼働状況により、搬送先センターの調整を行う。 専門施設・心疾患、小児外科疾患は三重大学 医学部附属病院・在胎28週未満は、三重中央医療 センター、市立四日市病院・県内で対応できない特殊疾患に 関しては県外施設を考慮する。

3)新生児搬送の例

・ドクターカーによる搬送や三角搬送等、新生児の状態に応じ、以下の搬送を行う。



4)三重果新生児救急搬送情報用紙(兼診療情報提供書)

- ・新生児搬送の際は、一般救急車であっても新生児ドクターカーであっても、必ず、搬送元病院が3枚複写 仕様の「三重県新生児救急搬送情報用紙(兼診療情報提供書)」を記載し、搬送先病院に渡す。
- ・搬送先病院は、収容医療機関名、収容年月日時間、受け取り医師名を記載後、搬送元病院に複写1枚目の「紹介元保管用」を渡し、残り2枚を保管する。当該新生児が退院もしくは転院した際は、最終診断、転帰日、転帰を記載後、「収容病院保管用」を医療記録として保管し、「事務局提出用」を三重県周産期ネットワーク事務局に郵送またはFAX する。

当該新生児が3か月を越える長期入院の場合は3か月時点での転帰を記入し、事務局に郵送またはFAXする。